

大 阪 市
街路防犯灯
設置申請書

助成制度を用いて街路防犯灯を設置する場合は次の条件を熟読し申請していただきますようお願い致します。

適用条件

- 申請者資格

地域活動協議会や町会又は地域を代表する方で、街路防犯灯の電気料金及び附属部品類の取替等修理の費用を負担し、一切の維持管理を良好に行える方

- 設置できない場所

街路防犯灯は、道路を照らすためのものです。よって、道路以外（公園、駐車場、住宅の敷地内など）を照らすという、単に防犯目的のみでは設置できません。

防犯灯設置箇所 1 箇所に対し、2 灯以上取り付けできません。

- 設置する灯具

本市が定めた基準に合致した LED 灯具（申請者が灯具を指定はできません）

- 適用範囲

新設又は取替

※取替とは、老朽化及び破損が激しく、器具交換が必要と判断されるものが対象となります。附属部品類の取替や修理（自動点滅器等）で機能が回復するものについては対象外となります。

- 取替する既設防犯灯の処理

既設防犯灯は申請者で処分を行ってください。

※本市にて既設防犯灯を取外し申請者へ返納させていただきます。

- 申請者負担

新規にポール等設置する場合の設置費用及び日常の維持管理費用（電気代、附属部品類（自動点滅器等）の取替や修理代）については全額申請者負担となります。

- 防犯灯の設置高さ

街路防犯灯の取付けの高さは、次のとおりとします。

設 置 箇 所	電柱（関西電力・NTT）		軒付け・ポール	
	可	不可	可	不可
自動車の通行	可	不可	可	不可
取り付け高さ	4.5m 以上	3.0m 以上	4.5m 以上	2.5m 以上

※私道の既設灯具取替は、上記により難しい場合は元位置取付を含め本市が認めた位置とする。

・承認印について

街路防犯灯を設置するには、その電柱管理者（関西電力・NTT 等）及び土地所有者の承認が必要です。申請書のそれぞれの承認欄に承認印をもらってください。関西電力・NTT の営業所の所在地は、区役所の担当者にご確認ください。

※電柱管理者（関西電力・NTT 等）については承認までに約 1 カ月かかりますのでご承知ください。

（参考）

設置場所		必要承認者欄			
		電柱管理者	土地所有者	建物・ポール所有者	居住者使用者
市道	関電・NTT 柱等	○			
	個人所有のポール等			○	
民地内	関電・NTT 柱等	○	○		
	個人所有のポール等		○	○	
家屋、建築物			○	○	○

申請に必要な書類

- ・「街路防犯灯設置助成申請書」（区役所にあります）
- ・「街路防犯灯設置助成申請書別紙」（区役所にあります）
- ・「設置箇所承認用紙」（区役所にあります）
- ・「電気料金等請求先記入用紙」（区役所にあります）
- ・街路防犯灯を設置する場所の「地図」
- ・設置場所がわかる「写真」１枚

※申請後、申請者の都合により辞退される場合は「辞退届」（区役所にあります）を必ずご提出ください。

その他

1. 新規にポール等を設置される場合は、事前に建設局にご確認ください。

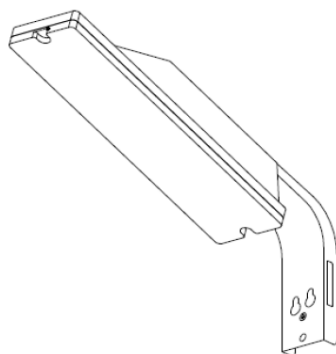
- | | | |
|---------|-----------|------------------|
| ・中浜工営所 | 6969-2656 | （城東区、都島区、旭区、鶴見区） |
| ・田島工営所 | 6751-5000 | （生野区、東成区、天王寺区） |
| ・津守工営所 | 6567-6495 | （西成区、浪速区、大正区） |
| ・市岡工営所 | 6576-0761 | （港区、西区、中央区） |
| ・住之江工営所 | 6686-0434 | （住之江区、住吉区） |
| ・平野工営所 | 6705-0102 | （東住吉区、平野区、阿倍野区） |
| ・野田工営所 | 6466-2157 | （北区、福島区、此花区） |
| ・十三工営所 | 6306-1881 | （西淀川区、淀川区、東淀川区、） |

2. 電気料金

《参考》（令和5年2月現在 燃料費調整額は含まず）

LED10VA型 年間 約1,600円（税込み）

街路防犯灯（LED）のイメージ図



受付とご相談

受付と申請に関するご相談は、各区役所の街路防犯灯設置助成担当までお問い合わせ下さい。

北 区 6313-9734
都 島 区 6882-9912
福 島 区 6464-9734
此 花 区 6466-9504
中 央 区 6267-9841
西 区 6532-9972
港 区 6576-9743
大 正 区 4394-9743
天王寺区 6774-9899
浪 速 区 6647-9734
西淀川区 6478-9897
淀 川 区 6308-9734

東淀川区 4809-9819
東 成 区 6977-9734
生 野 区 6715-9013
旭 区 6957-9007
城 東 区 6930-9045
鶴 見 区 6915-9848
阿倍野区 6622-9787
住之江区 6682-9975
住 吉 区 6694-9840
東住吉区 4399-9970
平 野 区 4302-9734
西 成 区 6659-9734

申請から設置まで

